平成２４年（フ）第９１３号
千葉県市川市相之川２丁目５番10号　コーポ橋本101号
債務者　根本　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３７号
千葉県船橋市金杉５丁目６番４号　アクアハイツ201号
債務者　柳澤はる美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４７号
千葉県市川市大野町１丁目18番地７　ハイムシンセイ101号
債務者　野中　沢馬
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４９号
千葉県八千代市勝田台１丁目48番６　ビューラー91―102
債務者　桜井　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５５号
千葉市花見川区花見川４番７棟108号
債務者　粂　　満美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６２号
千葉市若葉区西都賀５丁目37番14―201号
債務者　吉川　精一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６３号
千葉県市川市平田３丁目14番４号　松丸荘203号
債務者　宮崎　隆子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８８号
千葉県八千代市勝田台北３丁目３番11号エメラルドハウス108号
債務者　野村　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９２号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番５棟302号
債務者　糸賀　孝雄
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０００号
千葉市中央区今井町1348番地５　Ｊ―ｍｉｓｓｉｏｎｓ蘇我Ａ202号
債務者　秋山　悦照
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００９号
千葉市稲毛区作草部町792番地　第一クロカワハイツ206号
債務者　菊地　由美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８５１号
愛知県豊田市竹生町４丁目50　ヤマヤハウス202、住民票上の住所大阪府摂津市新在家２丁目32番32号
債務者　北島　誉俊
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４１号
大阪市旭区中宮５丁目８番10号　サンシャイン中宮403
債務者　細田あかりこと　金　　正春
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９６号
大阪府東大阪市川田２丁目22番19号
債務者　山本奈緒美（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０４号
大阪市淀川区東三国２丁目12番23―201号
債務者　横山　尚宏
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０７号
大阪市浪速区下寺１丁目１番17号　パルテール夕陽ヶ丘403号、前住所大阪市浪速区日本橋５丁目14番14―703号
債務者　上髙原　詩
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４８号
大阪府東大阪市鳥居町８番12号　プレジール浦野202号
債務者　大平ともみ（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部